

ペアレントスケッチャーマニュアル
災害・事故等発生における対応マニュアル

目次

はじめに	3
災害・事故等発生時における対応マニュアル	4
被害の確認体制	4
異常が確認された場合の対応	4
保護者、関係者への通報.....	4
火災が発生した場合	4

はじめに

子どもを保育することは、子どもの命を預かることと同様で、極めて責任の重い仕事であると同時に、把握しておかなければならない事項、マニュアルが数多くあります。

保護者とともに未来を担う子どもたちの成長を育む、非常にやりがいのある仕事です。

ペアレントスケッターでは、安全・安心な保育の実現を目指しており、その実現には、認可外保育施設、保育者の皆様の協力が不可欠であります。

このたび、保育をするにあたり、必要なことや、注意しなければならないことをまとめた各保育事項・各保育マニュアルを作成いたしました。本マニュアルは、日々の保育のあり方を中心に各項目に特化したものとなっております。未来を担う子どもたちが笑顔で健やかに過ごせるよう、本マニュアルをご活用いただき、安全・安心な保育の実現にご協力をお願いいたします。

ペアレントスケッター

災害・事故等発生時における対応マニュアル

被害の確認体制

地震の揺れが収まった後、建物・設備の異常の有無を確認するとともに、地震に関する情報収集(各地の震度、外の被災状況等)を行う。

夜間に地震が発生した場合は、建物・設備の異常の有無を確認するとともに、異常の有無・内容について、緊急連絡先一覧に基づき、保護者等へ連絡する。他関係者に、速やかに通報する。

異常が確認された場合の対応

消防機関への119番通報、保護者への連絡等

地震に伴い火災等が発生した場合は、直ちに、消防機関に119番通報するとともに、初期消火活動を行い、緊急連絡先より保護者と関係者へ被災状況等を周知する。

保護者、関係者への通報

各建物・設備に異常(地震に伴う火災等を含む。)が確認された場合、直ちに被害状況を保護者へ連絡をする。

火災が発生した場合

火災発生の確認

119番への通報、火災を発見した場合、直ちに119番に発災場所と火災の状況を通報する。

外への避難

施設内に設置されている消火器の危険区域付近への集約、設置位置の周知

外への避難の決定

シッティング場所での被害状況等から施設等の安全性が確保できないと判断した場合は、外への避難を決定する。

計画に定められた地震時の避難場所は、次のとおり。

- ・ 避難場所 各地最寄避難場所、小学校等
- ・ 広域避難場所 各地学校等

避難誘導

外への避難を決定した場合は、市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに子ども及び保護者を誘導する。